

大正十三年十二月四日

十一月五日 立憲労働者同盟

手紙の端々の幸福を望んで利益を争つて玉手を打つてゐる。 ！！！

！！！ ！！！ ！！！ ！！！ ！！！ ！！！ ！！！ ！！！ ！！！

！！！ ！！！ ！！！ ！！！ ！！！ ！！！ ！！！ ！！！ ！！！

！！！ ！！！ ！！！ ！！！ ！！！ ！！！ ！！！ ！！！ ！！！

！！！ ！！！ ！！！ ！！！ ！！！ ！！！ ！！！ ！！！ ！！！

！！！ ！！！ ！！！ ！！！ ！！！ ！！！ ！！！ ！！！ ！！！

檄 ！

(別紙二)

藤永田造船所に在勤せる吾等の兄弟に告ぐ、
本日午前十時左記要求書を藤永田造船所に對して提出する、
諸君の堅き結束の力と團結の威力はこの目的を達する事と確信す
る、吾等がこの要求を貫徹するは唯に吾々藤永田造船所に在勤せ
る兄弟の利益と幸福を増進するのみならず吾々無産階級の幸福で
ある兄弟よ最後の一人となるまで戦を繼續しこの目的を貫徹せん
事を切望する。

要求書

一、現在ノ臨時職工ヲ解雇スル場合ハ常備職工ト同等ノ解雇手當ヲ支給ノコト

一、今後職工ヲ解雇セントスルトキハ二週間以前ニ豫告スル事

一、藤永田職工規則中第四拾條ニ依リ懲戒解雇ノ場合ト雖モ規定ニ依ル解雇手當ヲ支給スルコト